

空港周辺では、一定の高さを超える建物等は設置できません

山形空港周辺(半径3km 以内)における 建造物やクレーン作業等の高さ制限について

山形空港周辺(下記「制限表面図」の緑着色の範囲内)で建物等を設置しようとする場合は、下記窓口で“設置が可能かどうか”や“申請が必要かどうか”等をご確認願います。

次のことがわかる資料を、下記窓口へFAXで送付いただくか直接お持ちいただき、お問い合わせください。

- ・建造物やクレーン作業等の位置
- ・建造物やクレーン作業等の高さ(クレーンについては、作業時におけるブームの最高到達点)
- ・建造物の設置やクレーン作業等の予定期間(クレーンについては、作業時間帯も含む)

■制限表面の設定

航空機が安全に離発着するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。

このため、航空法において、制限表面(進入表面、転移表面 及び 水平表面*)が設定されています。

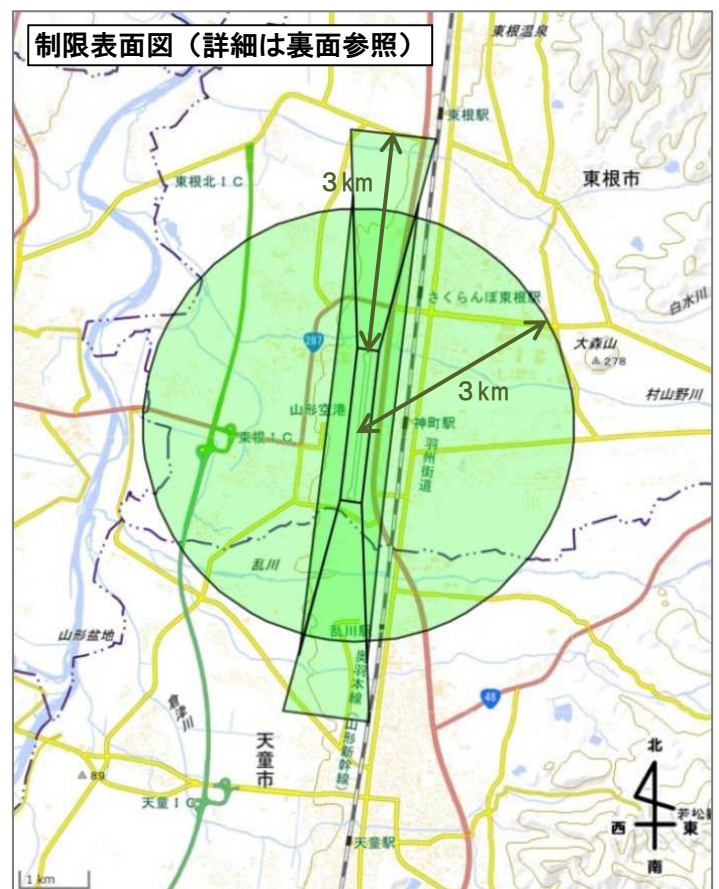
■物件の制限等

航空法の定めにより、制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

ただし、水平表面に係るもの(進入表面又は転移表面に係るものは除く)*で「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件」については、申請により山形県知事の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

なお、これらに違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有するものに対し、除去を求めることがあります。(航空法第49条、第56条の3)

また、規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者は、50万円以下の罰金に処されます。(航空法第150条)



出典:地理院地図(電子国土 Web)(<http://maps.gsi.go.jp/>)

※ 進入表面、転移表面 及び 水平表面の詳細については、裏面を参照してください。

■航空障害灯の設置

以下に該当するものは、航空法により航空障害灯の設置が義務付けられています。(航空法第51条)

- ①高さ60m以上の物件
- ②進入表面・転移表面又は水平表面に著しく近接した物件
- ③航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの
- ④制限表面の上に突出する障害物件(設置を承認されたものに限る)

②③は、山形県 山形空港事務所が関係機関と調整し判断することになりますので、下記窓口までお問合せください

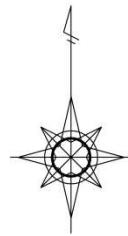
■照会・申請等の窓口

山形県 山形空港事務所(施設担当)

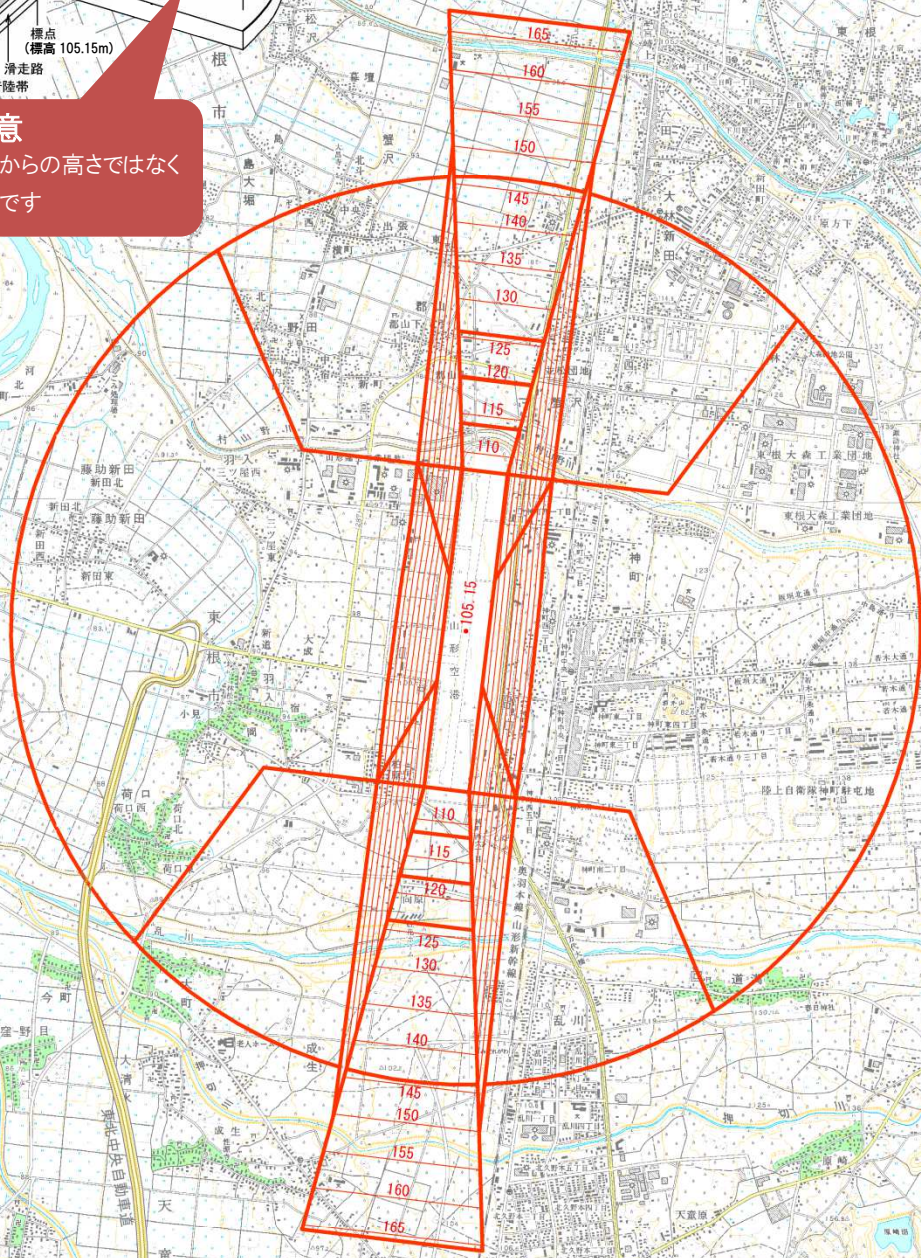
住所:東根市大字羽入字柏原新林 3008 番地(山形空港ビル2F フロア南端)

TEL:0237-48-1313 / FAX:0237-48-1659

山形空港制限表面図



要注意
地上からの高さではなく
標高です



- 進入表面…【北側】標高 107.52m～(勾配 1/50)～167.52m
【南側】標高 105.45m～(勾配 1/50)～165.45m
- 転移表面…標高 105.15m～(勾配 1/7)～150.15m
- 水平表面…標高 150.15m

要注意

・空港に近接している箇所では、制限表面の高さが非常に低いため、背の低い建物等でも超えてしまうので注意が必要です。
・空港から離れていても、地盤の標高が高い箇所では、制限表面との差が少ないため、背の低い建物等でも超えてしまうので注意が必要です。

